

令和2年度第7回定例
松本市教育委員会会議録

松本市教育委員会

令和２年度第７回定例松本市教育委員会会議録

令和２年度第７回定例松本市教育委員会が令和２年１０月２２日午後３時００分教育委員室に招集された。

令和２年１０月２２日（木）

議 事 日 程

令和２年１０月２２日午後３時００分開議

第１ 開 会

第２ 教育長挨拶

第３ 議 事

[議案]

第１号 「学校における携帯電話の取扱いについての指導指針」の策定について

第２号 松本市博物館協議会委員の委嘱について

[報告]

第１号 令和２年松本市議会９月定例会の結果について

第２号 市営バス四賀線における遠距離通学扶助費の支払額の誤りについて

第３号 市立中学校教諭の失職について

第４号 松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理協議会委員の委嘱について

[周知]

１ 宇宙関連事業 講演会の開催について

２ 中央図書館所蔵「ユタ日報」のインターネット公開について

３ 松本市立博物館分館の企画展の開催について

４ 第３７回松本市青少年健全育成市民大会・「松本子どもの権利の日」市民フォーラムの開催について

[その他]

教 育 長 赤 羽 郁 夫

〔出席委員〕

教育長職務代理者	市 川 莊 一
教 育 委 員	福 島 智 子
〃	山 田 幸 江
〃	橋 本 要 人

〔出席職員〕

教 育 部 長	横 内 俊 哉
教 育 政 策 課 長	小 林 伸 一
学 校 教 育 課 長	上 條 公 徳
学校教育課学務担当係長	出羽沢 千 曲
学 校 指 導 課 長	高 野 毅
学校指導課主任指導主事	牧 野 圭 介
文 化 財 課 課 長	臼 井 邦 彦
(西部4地区担当)	
博 物 館 長	木 下 守

〔事務局〕

教育政策課	
教育政策担当係長	金 井 稔
教育政策担当係長	三 村 恵 美

《開会宣言》 午後３時００分

赤羽教育長は令和２年度第７回定例松本市教育委員会の開会を宣言した。

教育長 それでは、これより第７回の定例教育委員会を開催いたします。

今日は少し暖かいわけですがけれども、このところ急に冷え込みが増しまして最低気温が１０度以下の日が日ごとに増えてきたということで、今年の冬は例年の冬よりも寒いとの予測もあるようです。

さて、先月末から先週にかけてまして、私は、市の健康づくり課で取り組んでいます「第２回おいしく食べよう具たくさん味噌汁コンテスト」子どもの部というのがありまして、その表彰に市内の３つの中学校を訪ねました。市内の小中学生にチラシを配布しレシピを募ったところ、子どもの部には２０２通の応募があったようです。その中から優秀賞に、開成中学校の３年３組「思い出もおなかもいっぱい具たくさんみそ汁」というものと、鉢盛中学校１年生の音喜多君の考えた「鮭と長いものピリ辛みそ汁」、そして、先日、報道にも出ていましたけれども、最優秀賞には、会田中学校のパノラマ学習、これは縦割りで総合学習のグループですがけれども、その福祉講座の皆さんの考えた「つみれとゆかいな野菜たち」が選ばれました。個人での応募のほかにも鉢盛中学校や信明中学校では学年全体で家庭科の授業で取り組んだレシピを応募いただいたというふうに、意欲的に取り組んでいただきました。

現在、子どもたちの食生活を見たときに、お金さえあれば食べたいときに食べたいものがいつでも食べられるという状況でありますけれども、一方で、家庭の中では家族の団らんの機会が少しずつ減って、１人で食事をする孤食と言われることも話題になっています。そんな中で、みそ汁を通して自分の食生活を見直したり、自分や家族など身近な人の健康を考えたりする取り組みはとても大切なことだと改めて考えさせられました。

私は各校で一言をと言われましたので、どの学校でも、中学生の皆さんは、今、そしてこれからが一生健康で生きていく上で一番体をつくる大切な時期なので、どうか食べるということに関心を持って大切にしてほしいということをお話してまいりました。このことは、実は若い世代だけではなくて全ての世代で言えることではないかと思います。そのレシピ集がここにあるわけですがけれども、正式なものはきちんと製版にしてまた配るというようなことで、これが

案ですけれども、子どもたちから教えられたレシピを我が家でも取り入れてみたいと思いました。

《会議録の承認》

教育長 それでは、令和2年度の第5回、第6回定例教育委員会の会議録についてはよろしいでしょうか。

全教育委員 結構です。

《署名員の指名》

 それでは、本日の会議録署名委員は橋本委員、市川委員です。よろしくお願いいたします。

《議案審議》

 本日の案件は、議案2件、報告4件、周知4件です。

<議案第1号> 「学校における携帯電話の取扱いについての指導指針」の策定

学校指導課長 議案第1号「学校における携帯電話の取扱いについての指導指針」の策定
説明

教育長 この件については、各自治体によってかなり対応が違っていきまして、地震対応等で、大阪等はかなり緩めてほしいというような形で持込みを認めるというような方向もありますし、全国的な問題になってきたところで文部科学省が一定の指針を出して、それに基づいて松本市としては従来の取組みとほとんど変わらないけれども、中学校においては少し含みを残しているというような形という認識でよろしいですか。

 それでは、説明がありましたが、ご質問、ご意見等ございましたらお出しください。

山田委員 すいません、一つ質問です。

教育長 山田委員。

山田委員 4ページの小学校のイの最後のところで、携帯電話を持込むというのは、もう今の世の中仕方がないのかなと思いますが、携帯電話の危険性や正しい使い

方に関する指導が家庭において適切に行われることを条件ということなのですが、もし、具体的にどんな指導を家庭に課すというか、お願いしていくのかとか、分かっていたら教えてください。

学校指導課主任指導主事 各校において、実は同意書というようなものが、独自につくられています。これは各校によって、各校の地域の実情によって違います。それぞれの調査項目において具体的にこういう危険性がありますとかそういうのが示されていて、それが同意されているというのが、まず前提になります。

では、その危険性に対しての理解なのですけれども、先ほどの指針にありましたように、モラル教育を今徹底して行っています。それは学校の主催する保護者懇談会等で講師を呼んで情報モラル教育をやっている学校もございますし、任意団体であるPTAが主体となって講師を呼んで情報モラル教育を徹底しているところもございます。それを受けて現在やっている状況です。以上です。

山田委員 分かりました。

教育長 加えて、具体的に、例えば、私も以前学校にいたときに、自宅から通学するのだけれども、帰りはおじいちゃんおばあちゃんの家へ下校して、両親が仕事が終わったらそこへ迎えに行くというようなご家庭があって、その途中でいろいろ連絡を取りたいときがあるので、携帯電話を持たせるのだけれども、学校へ来たら預かって、下校のときにはまた忘れずに持たせていただきたいというような形で、特別に許可したことがありました。そのときに、保護者の方には、登下校中は基本的には親と連絡を取るということのみに使って、その他友達と連絡をすとかそういうことには使わないようなご指導をきちんとお願いしますというふうにしていたのですけれども、そういうことも含まれるということですよ。

学校指導課主任指導主事 はい。

教育長 家庭において適切に行われるということですよ。

学校指導課主任指導主事 おっしゃるとおりでございます。

学校指導課長 大事なことは対面でしっかりお願いすることだと思います。

教育長 そうですね。その子は1年生だったものですから、余計にそのことを非常に丁寧にやらないといけませんでした。たまに忘れて帰ってしまうことがあるのです。預かる場所もどこで預かろうかということで、結局、私がいたときには

事務室で預かることにしたのです。担任の先生が預かっているとばたばたして
いて忘れてしまったりするので、本人に必ず帰りのときにはそこへ行って、も
らって、みんなと帰るときに並びなさいというようなことをやったのですけれ
ども、その辺のところを各校ごとにルールをきちんと決めて、本人とも家庭と
も確認するということですよね。

学校指導課主任指導主事 はい。

教育長 他にございますか。

現在、松本市で学校へ持込みを認めている子どもはどのぐらいいるのですか。

学校指導課主任指導主事 すみません、まだその集計はできておりません。

教育長 学校の個別の事情で認めている学校もあるということですね。

学校指導課主任指導主事 はい。申し訳ございません。

教育長 よろしいでしょうか。特にご発言が無いようですので、これから5ページの
3、4にありますように、ネット上でのいじめですとか、それから保護者も含
めた啓発ということを繰り返し丁寧に行っていくということがベースになると
思います。ますます子どもたちの携帯電話の所持率は上がり、おそらく数年後
にはほとんどの子どもが持つような状況になるかもしれません。そのような状
況ですので、ぜひその辺のところをしっかりと両輪として取り組みながら進めて
いくということで、議案第1号については承認することとします。

<議案第2号> 松本市博物館協議会委員の委嘱について

博物館長 議案第2号「松本市博物館協議会委員の委嘱について」説明

教育長 説明が終わりました。ご質問、ご意見がございましたらお出してください。

橋本委員。

橋本委員 市民からの公募の方ですけれども、公募お一人だったということです。一応、
適否の面接をされたということですが、応募理由とか、それから面接のときの
適否の判断をどういう事情でされたのか、その辺を教えてください。

博物館長 はい。非常に短いのですが、原稿用紙2枚800字程度で応募の理由をまず
述べていただくということでやっております、これからの博物館はどうある
べきかということも非常にご理解をいただいております。昨年度開催をし
ました市民学芸員養成講座の受講修了生でございます。そんなこともありまして、

博物館で活動したいという自主的な視点をお持ちの方で、それから、会社勤めで外へ出ていて、久しぶりに松本へ戻ってきて5年目というような方で、松本はいいところなので、もっと紹介をしたいというようなこともありましたし、そんな姿勢が私どもの博物館の運営と合っているということで委嘱をさせていただきたいと考えました。

橋本委員 ありがとうございます。

教育長 よろしいですか。はい、他にございますか。

欠員1名という状態で発足するけれども、適当な方がいましたら、また補充をするということで、定員10名のところを9名で発足するということです。

それでは、議案第2号についても承認することとします。

<報告第1号> 令和2年松本市議会9月定例会の結果について

教育政策課長 報告第1号「令和2年松本市議会9月定例会の結果について」説明

教育長 ただいま報告がありました。ご質問、ご意見等ございましたらお出しください。橋本委員。

橋本委員 今、説明に出た中で、美術館、博物館、松本城、それぞれのコロナによる減収インパクトは、松本城が2億5千万円、博物館が1億円、美術館が4千万円、そういう理解でいいですか。

教育政策課長 くわしい数字は今持ち合わせていなくて大変申し訳ないですけれども、また次回のときにでも報告させていただくということでよろしいでしょうか。

橋本委員 この更正減というのはそういう意味ではないのですか。

教育政策課長 当初予定をしていた収入から現状で予測される収入に変更したということでございます。

橋本委員 ということは、私のイメージからいくと、博物館よりも美術館のほうが、インパクトが大きいのかなという印象なのだけでも、美術館は、途中から持ち直したというか、今やっているようなもので持ち直すという見立てとか、そういうイメージでいいんですかね。ここに出てくる4千万円、1億円、2億5千万円というイメージと、松本市の重要な観光資源としてのインパクトというのは、そんなイメージの仕方でもいいのかなということです。

教育長 木下館長、どうですか。

博物館長 私どものところは分館がたくさんあるので、合わせてこの数字が出ています。分館を運営していて、旧開智学校も入っていますので、本館と旧開智学校を入れてということなので、その辺のところがおそらく橋本委員のおっしゃる数字になるのかなと思います。

橋本委員 分かりました。ありがとうございます。

教育長 美術館は「正倉院展」が中止になって、その分、「柚木沙弥郎展」を長くしたりとか、いろいろな工夫で、何とか割と持ち直したということですね。それから、草間彌生の常設展なども大勢入っていただいている、その点が松本城や博物館と違うということですね。

博物館長 逆に、私どものところは、旧開智学校が去年国宝になったので、観覧者を多めに見込んでいた分だけ減が大きくなるということもあります。

橋本委員 分かりました。ありがとうございます。

教育長 他にありますか。

それでは、報告第1号については承認することとします。

<報告第2号> 市営バス四賀線における遠距離通学扶助費の支払額の誤りについて

学校教育課長 報告第2号「市営バス四賀線における遠距離通学扶助費の支払額の誤りについて」説明

教育長 平成26年からというようなことで、今、報告がありましたけれども、なかなか気づけなかったという現状がありますけれども、ご質問、ご意見等ございますか。

普通のスクールバスは違うんですね。例えば、山辺とか梓川とか。あれは、借上げで、人数ではなくて1台いくらで支払っているんで、こういう問題は発生しないということですね。ただこれは、公共交通を使っているんで、人数が問題になるということですね。ここは、何人乗ったかということでお支払いしているという複雑さがあるわけですね。何人乗ったかという人数の確認を学校でしてということ、そこが普通のスクールバスと少し違います。こういう手続を取っているのは、ここだけですか。

学校教育課学務担当係長 公共交通を活用しているところですが、ほかに安曇、大野川、波田、梓川の小学校と、それから会田中学校、安曇、大野川、梓川の中学校、そ

それぞれ公共交通の利用できるところは公共交通を活用しています。

教育長 熊が出たから乗せてほしいとか、冬場だけ乗せてほしいとかそういうのもありましたよね。

市川委員 運転手さんは、人数はチェックしているのですか。

学校教育課長 定期券を提示して人数を勘定しているということになります。

市川委員 それを出すと、自動的に人数が分かりますか。

学校教育課長 電子化はされていないです。

市川委員 運行会社のほうで運転手さんが子どもかどうかを確認しているということなんでしょうね。

学校教育課長 定期券を提示した上でということです。そして、これはあくまでも通学に使うということなものですから、もし、休みのときにどこか遊びに行くのに使ったときには、正規に160円払うことになります。

市川委員 人数は、運行会社と学校とで、毎月合わせているのですか。

学校教育課長 はい、それは合わせています。実際の現場で、運転手さんが日曜日や学校以外のことで子どもさんが利用したら160円現金で徴収するのですが、松本市に対して請求をしていただく事務の部局が150円のまま出してきてしまい、私どもは160円になっていますということを指導することができなかったということです。

市川委員 一応、数字合わせはしているんですね。毎月大変なことだね。合うものですか。

学校教育課長 人数的には学校に確認した上で、確かに何人だということで、人数はしっかりと確認しております。

市川委員 はい、分かりました。

山田委員 すいません、単純な質問でいいですか。すごく単純な質問なのですが、5年間経って、どうして分かったのですか。ここに、続けてきたことが判明したところなのですが、どういう状況で分かったのですか。

学校教育課長 交通部局のほうで新しい事業計画を策定していく中で検証していたところ、金額と人数で違うというのが出てきたということでございます。

橋本委員 運行会社のミスだよね。請求を間違えているわけだから。

学校教育課長 それを見抜けなかったということがあるのですけれども。

橋本委員 でも、国税の確定申告において、余分に払っても絶対に返ってこないよ。自分から請求をかけてこないと。

教育長 そうですね。

橋本委員 厳密に言えば、それもチェックしないといけないということかもしれないけれども、第一義的な責任はバスの運行会社にあるのではないですかね。これは、短期消滅時効ではないということですかね。民法上、どうなのですか。平成26年まで遡って支払わなければならないのかどうか。法律上の問題としては、どういう形になっているのかということなのですから。短期消滅時効だと1年ぐらいで終わってしまうでしょう。

市川委員 請求をしない場合は1年で時効になります。

橋本委員 だから、リーガル的にはそこまで払わないといけないわけでしょう。道義的な問題は別ですよ。

学校教育課長 そこまでは確認しておりません。申し訳ございません。

教育長 それはまた建設部のほうに確認してください。

学校教育課長 はい、調べます。

教育長 最終的には結論を出すということですね。

学校教育課長 過年度の分については、たまたまなんて言うてはいけませんけれども、被害というか損失というかそういったものが発生していないということで、決算が済んでいるということで、今年度分の対応ということで考えております。

橋本委員 大した金額じゃないから、いいのだけれども。

学校教育課長 確かにおっしゃるとおりです。

山田委員 1桁多かったら。

橋本委員 金額が大きければどうするのかということもあるのですけれども、どこまで必然性があるのかというリーガルな面と道義的な部分とはきちんと切り離して整理しておかないといけないと思います。

教育長 建設部ともまた確認をお願いします。逆もあり得たことですよね。ですので、逆に言えば、こういうパターンでよかったとも言えるのかなとも思いますけれども。ぜひまたチェックを厳しくやっていくということで、改めてお願いをして、報告第2号については承認することとします。

<報告第3号> 市立中学校教諭の失職について

学校指導課長 報告第3号「市立中学校教諭の失職について」説明

教育長 何回も報告を重ねてきましたけれども、本当に皆さんに私としても改めてお詫びをしたいと思います。ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。橋本委員。

橋本委員 なかなか苦しいところで、研修ぐらいしか言うことがないのだろうと思うのですよね。研修で効果があるのかというのが誰しも疑問に思っているのだろうけれども、何らかの形で改善策を講じないといけないという意味で、研修というのを挙げざるを得ないのだろうと思います。私は一番実利的なのは、人事だと思うのです。だから、人事面でどういうふう to 罪を犯した人たちが更生するプロセスに対応していくのかということを、まさしく市教委と県教委との間でしっかりと議論しておく必要があるのではないかなという気がします。それについては、県教委から何も言われてないですか。

学校指導課長 人事面等については、特にそこに触れた文言はありません。

橋本委員 松本市としては、その点をしっかり県教委に対しては進言すべきではないでしょうか。

教育長 今後また県教委とも話す機会も何回もありますので、このようなご意見があったということはお伝えをしたいと思います。

他にございますか。

私も4月の当初に、この件については市内全校を回らせていただきましたけれども、改めて機会を見て、再度校長会等を通じて非違行為防止については、徹底を図っていきたいと思っています。

市川委員 ちょっといいですか。この件で県警の方にも話を聞いてみたのですが、性癖とか万引きというのは治らないものがほとんどだと言うんですね。1回起こした人が半年や1年の研修をやっても無理で、必ず起こしてしまうということ言われていて、この方前回やっていますよね。そういうことがありながら、たった半年か何かで無理だよと言われたんですね。

学校指導課長 おっしゃるとおりのこともありますけれども、前回のことについてはわいせつ案件で逮捕されていないことがありますので、直接その時点で今回のこういう件と結びついてこない内容だと思います。起訴案件は邸宅侵入でした。

教育長 逮捕は公然わいせつでした。

市川委員 同じだと思います。

学校指導課長 ただ、そこにつきましては犯罪が分かれていますので。

市川委員 自分でやっているのか、他人にやったのかという違いであって、性癖として絶対につながってくるんですよね。そこをカバーしてしまうと、まずいと思うんだよね。違うんだと言ってしまうと、また起きてしまう。

教育長 そこも全て県教委で判断をして停職2カ月という処分になったわけですね。

市川委員 その辺が弱いよね。何かあれば市教委で謝って。

橋本委員 おっしゃるとおりなのです。

市川委員 これがまずいんだよね。

橋本委員 物すごく青臭い議論をすると、犯罪者でも刑罰を受けて、刑罰が終了したら更生するチャンスを与えないといけないわけですよね。しかしながら、おっしゃったように窃盗とか性癖とかというのは常習性が結構高いと言われています。だから、そういうことを踏まえた人事をしていかないといけないくて、そういう意味では、この教諭は担任を持ってなかったというのは人事面で配慮されていた部分だと思います。しかし、本当にそれだけでいいのかというと、問題もあって、日頃の行いとか、例えば、教頭先生だとか何なり学校組織の中でどういうふうに注意をしながら生活を指導していくとか、そういう人事面での配慮というのをもう少し手厚くやらないといけないということだと思うのです。だから、いわく言いがたいのは、結局、表立っては言えない部分は、人事という中で対応していくしかないのではないのでしょうかね。

市川委員 先生という仕事自体は、すごく子どもに影響があるじゃないですか。

橋本委員 そうなんですよ。

市川委員 本人が罪を犯したということよりも大きいと思うものですから。県が2カ月の停職でということで、松本市へと行って、それで教育長がまた謝っているわけではですかね。そういうことを考えると、もっと松本市としてはこういう人は要らないとか、使えないとは言えないのですか。

教育長 それは、任命権者は県ですので、私たちが任命権者ではないものですから、人事の面で服務監督は市町村教委にありますけれども。

橋本委員 組織だと、一定の割合でそういう成績不良者のようなのが出てくるわけで、

それはどこかで組織として抱え込みながらうまくやっていくしかないわけですよ。だから、庭先きれい論で、うちは受け入れられませんということではなくて、人事面で受け入れつつも、どういう処遇、手厚い対応をしながら受け入れられるかという、そういう意味で広義の人事だと思います。でないと、みんなが庭先きれい論だったら、その人自体が存在し得なくなるではないですか。それに、公務員法とかがあって、一定の事由が無いと解雇できない。

福島委員 いいですか。保護者の立場からすると、こういったことを過去に起こしている教員が実際に教壇に立つということに対してはやはり不安とかありますし、最近もいろいろなところで話題になっていましたけれども、こういう案件の再犯率とかも高いですし、それが教育現場のそこに従事するということに関しては、もう少し厳しくしてもいいのではないかというような意見も、今、たくさん出されています。例えば、松本市で教員に関して過去にそういった不祥事があったということは何年前まで把握されているのでしょうか。

学校指導課長 全部記録は残されていますので、何年前か今ここでは答えられませんが、かなり以前のものまであります。

福島委員 一応それは記録としては残っていて、では、それを今、橋本委員さんとか市川委員さんがおっしゃっているように、その情報も見た上で、どういうところに配置するかというのを決めることはできるということになっているということでしょうか。

教育長 その情報はきちんと引き継ぐようになっています。

橋本委員 一ついいですか。

教育長 はい。

橋本委員 こんな言い方は失礼になるかもしれませんが、先ほど保護者の立場から福島委員がおっしゃったように、保護者から考えると、とても怖い話だという形になりますよね。それで、教員の方々が働くところは結構多様化されていて、例えば、県教委とかは直接教えないわけですよね。そうすると、しばらくの間、更生状況がきっちり見極められるまでの間、何で見極めるのか分かりませんが、県教委でその人の更生を預かるとか、どうしても松本市でということであれば、教育現場ではなくて、事務局のほうで対応してもらうとか、そういう人事面での配慮というものを何らかの形で県側と議論をしないと教育

現場に立ってしまうという形になると、どうしても保護者からの不安感というものが強く出るのではないのでしょうかね。

教育長 また今後、そういうようなことも話をしていきたいと思います。

それでは、様々なご意見、厳しいご意見もいただきましたけれども、まさに子どもの前に立つ教員のあり方ということは、本当に引き続き心していくように、また今後もしっかり各学校現場を指導していきたいと思っています。

それでは、報告第3号については承認することとします。

<報告第4号> 松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理協議会委員の委嘱について

文化財課長 報告第4号「松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理協議会委員の委嘱について」説明

教育長 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございましたらお出してください。全員再任ということで、16名の方に再びお願いするという形です。よろしいでしょうか。

それでは、報告第4号については承認することとします。

<周知事項1> 宇宙関連事業 講演会の開催について

<周知事項2> 中央図書館所蔵「ユタ日報」のインターネット公開について

<周知事項3> 松本市立博物館分館の企画展の開催について

<周知事項4> 第37回松本市青少年健全育成市民大会・「松本子どもの権利の日」市民フォーラムの開催について

教育長 以上、周知事項4件を通してお話ししましたが、何かご質問等よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

福島委員 全体通じてということですが、今日、教育委員会で、今、課長がお帰りになられてしまいましたが、例えば、上高地の協議会とか、博物館の協議会というのがあったのですけれども、男女比で見たときに、女性が1割から2割という委員会構成というのが、今、続いたので、教育部長にお伺いしたいのですけれども、松本市では国とかで言っている女性活躍とか男女参画のようなこ

とで、特に市としてそれを推進していこうというような目標値があるのかどうかということと、特にまた教育というところはよりそういうことについて積極的であるべきだと、私は思うのですけれども、そういうことについて何か努力とかということはされているのでしょうか。

教育長 部長、お願いします。

教育部長 私からお答えします。正確な数字は覚えていないのですが、確か女性が4割だったと思うのですけれども、人権・男女共生課という課があって、基本的には女性の登用ということがあります。例えば、町会長さんとか公民館長さんとかもそうなのですから、なかなか女性の進出が無いというような中で、特に市が依頼をする委員会の委員さんであったり、そういったところには積極的に女性をとというような基本的な考え方はあります。

福島委員 4割が目標ということですか。現実はどうなのでしょう。

教育部長 そこまで至っていないと思います。例えば委員会とか協議会の性質によって、広く女性の方が就かれるようなところもあるでしょうし、なかなか厳しいようなところもあったりするので、4人とか5人の中でお1人になってしまうと、4割までなかなかならないというようなことがあったりするので、努力目標の目標値がある中で、庁内では毎年全ての課に照会をかけて女性の皆さんがどれぐらいか集計を出してというようなことはやっているんで、一応目標値があってそこに向けてという取組みはしていますが、現実的にはなかなかそこには至っていないというのが事実かと思います。

福島委員 松本市役所全体で、部課長というのは、女性の割合はどのぐらいあるのかというのは分かりますか。

教育長 部長は2人ですね。

福島委員 何人中2人ですか。

教育部長 15人中です。本部長を入れると3人なのですから。

福島委員 教育委員会に入っているいろいろな会議とかに行きますけれども、女性はほとんどいないですね。みんな年を取ったおじさんばかりな感じです。何かちょっとそれはやっぱり変えていかないと変わらないのではないかなと思ったので、発言しました。すいません。

橋本委員 というか、この間、市長から話を聞いた中で、2番目に多様性ということ

しきりにおっしゃっていたではないですか。だから、そういう意味では、おそらく教育委員会としても多様性というのは、かなり真摯に受け止めてやっていかないといけない。それは、とりわけ人事面は、女性だけではなくて多様性ということ。

教育長 今、福島委員がおっしゃったように、私も案件が出るときに必ず男女比のところをまず先に見るんですよ。ところが、なかなか公募の方も男性が多いとか、それから若い方がほとんどいないんですね。今、若い方はなかなか勤めとかいろいろで、こういうところに昼間出てくる委員になんかなったら大変だということで、最近PTA連合会の方も役員でいろいろなところに呼ばれるのですけれども、結構欠席されることも多かったです。なかなかその辺が難しいですね。だから、思い切って本当にもう4割なら4割は必ずというように足かせをして少しずつして増やしていくようなことでもしない限りは難しいですね。

橋本委員 しかし、それもまた逆に資質が無いのに数字だけ合わせても意味が無いので。

教育長 教育委員さんは、半数は女性が望ましいということで、こういう今の形になっているんですね。

教育長 そういうご意見は貴重なご意見ですので、教育委員会としてもいろいろなものをたくさん委嘱していますので、ぜひその辺も意識しながらという受け止めでよろしいですか。

福島委員 はい、お願いします。

教育長 それでは、今、ご意見いただきましたけれども、その他案件に関連して何かございますか。事務局からお願いします。

<その他>

事務局 10日が教育委員視察研修、12日が教育委員研究会、19日が定例教育委員会、26日が第2回の総合教育会議となりますので、よろしくお願いいたします。

教育長 11月は出ていただくことが普段よりかなり多いものですから、またよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、以上で第7回定例教育委員会を終了いたします。

《閉会宣言》

赤羽教育長は、令和２年度第７回定例松本市教育委員会を閉じる旨宣言した。

＜午後４時２０分閉会＞

会議録調製職員

教育政策課教育政策担当係長

三村 恵美

会 議 録 署 名 委 員

市川 莊一

橋本 要人
